

Ⅲ. 監査の結果と意見

以下に記載した監査の結果と意見において、監査人が、法令又は県の規則等に照らして改善する必要があると判断したものは「指摘」としており、経済合理性や資産保全などの観点から改善する必要があると判断したものは「意見」としている。

1. はじめに

この報告書がもう少しで完成するという平成 23 年 3 月 11 日に、あの忌まわしい大地震と津波が東北及び関東を襲いました。福島県では、更に追い討ちをかけるように原子力発電所の事故が発生し、現時点においても事態は予断を許さない状況が続いております。被害は現在も継続しているわけですが、今回の一連の災害により被災を受けた全ての方々につきまして、心よりお見舞い申し上げます。

今年度の包括外部監査のテーマはこれまでに記載しましたとおり、公有財産の利活用の状況であり、以下に記載した結果及び意見の中には、老朽化した設備や耐震補強を必要とする建物などに関するコメントがあります。それらの物件には、今回の震災により大きな被害を受けたものも含まれていることと思います。しかし、この報告書は昨年 6 月以来調査を続けた結果に基づいて記載しているものであり、震災後、提出期限の 3 月 31 日までに大幅に加筆修正するためには時間も情報も不足していたため、震災前の状況により記載しておりますことを、御理解いただきたく存じます。

このたびの大震災の規模は想像を絶するものであり、自然の力の大きさと人間の力の無力さを感じざるを得ません。更に続けて発生した原発事故は、核エネルギーの安全性に警鐘を鳴らすものであり、一日も早く収束する事を願ってやみません。被害は継続しており、その全貌はいまだ明らかになっておりませんが、必ずや被災地の復興が果たされることを、信じております。

2. 県有財産台帳の管理状況

(1) 県有財産台帳

福島県における公有財産の取得、管理及び処分に関して、「福島県公有財産規則」が定められている。当該規則では、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「地方自治法」という。）第 2 編第 9 章第 9 節第 1 款の規定に基づき、公有財産の取得、管理及び処分に関しては、他に別段の定めがあるものを除くほか、この規則の定めるものとしている。また、同規則によれば、財産管理者はその管理に係る公有財産について、県有財産台帳及び附属図面を備える義務があり、更にその変更があるときは速やかに県有財産台帳へ反映させなければならない旨が記載されている。以下に、当該規則本文の主要な部分を記載する。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「福島県公有財産規則」

(県有財産台帳及び附属図面)

第 46 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権(所有権を除く。)、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳(様式第 10 号)及び附属図面を備えなければならない。

2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、県有財産台帳及び附属図面の副本を備えなければならない。

3 総務部長は、公有財産に関する事務の総合調整に資するため、県有財産台帳の副本を備えなければならない。

(異動の報告)

第 50 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、県有財産台帳の記載事項に変更があったときは、総務部長が別に定める報告書により、速やかに、部長等及び総務部長に報告しなければならない。ただし、当該変更が所管換え、会計換え、用途廃止又は区分換えによる公有財産の引継ぎ(総務部長が別に定める引継ぎを除く。)に伴うものであるときは、当該公有財産の引継ぎをする財産管理者については、この限りでない。

(2) 県有財産台帳と公有財産表の関係

今回、包括外部監査の個別の監査対象物件選定の基礎資料とした公有財産表は、上記県有財産台帳を基に総務部財産管理課で作成したものである。公有財産表については、法的に整備が義務付けられているものではないが、毎年慣例的に作成し公表されているものであり、効率的な県有財産の管理がなされているか確認するために有用な資料である。

それぞれの記載内容としては、県有財産台帳は「県有財産台帳調製要領」に規定されている取得時期及び財産管理者、沿革、数量、金額等の詳細な情報が物件ごとに記載されている。一方、公有財産表は財産別(主に物件別)の総括表及び各財産の数量、金額のみの総括的な記載となっている。

そのため、県有財産台帳の管理が適切に行われず、記載内容に誤りがある場合には、不正確な情報の公有財産表が公表されることとなる。

(3) 県有財産台帳の管理状況 (指摘)

県有財産の実態調査の中で、各部署の財産管理担当者にヒアリングを実施したが、県有財産台帳又は公有財産表の記載内容誤り及び記載内容変更の処理漏れが複数件確認された。詳細は「Ⅲ. 監査の結果と意見 6. 個別財産の実態調査の詳細内容」において記載しているが、概要は下表のとおりである。

県有財産台帳の管理については、上記「福島県公有財産規則 第 50 条」に規定されているとおり、県有財産台帳の記載事項に変更があったときは、所定の報告書により、速やかに部長等及び総務部長に報告しなければならない、とされている。

しかし、下表の不備事項はいずれも年度を越えるものであり、今回の実態調査を実施

したことがきっかけとなり不備が識別されたと言わざるを得ないものもあり、県有財産台帳の管理が不十分であることを示すところである。

なお、普通財産 A17、A18 の県有財産台帳の記載面積と登記上の保有面積が不一致となっていた不備は、当該建物が厚生労働省との共有財産であることが原因であったが、登記簿を確認すれば両者の不一致は検証できたはずである。今後は、財産管理者に年 1 回突合確認をさせるなどにより、内部牽制機能^{けんせい}を充実させるような対策が必要であると考える。

「3. 公有財産の評価方法」に記載しているとおり、新地方公会計制度の導入するに当たって、既存の県有財産台帳等の情報を基に固定資産台帳を段階的に整備し、評価額を算定していく以上、既存の県有財産台帳に記載されている情報の正確性を改めて早急に検証することも必要である。

【県有財産台帳及び公有財産表の不備一覧】

整理番号	管理者	財産名	不備内容
1	行政財産 A70	保健福祉課	太陽の国塵埃焼却場
2	行政財産 A89	保健福祉課	会津児童相談所
3	行政財産 A125	財務課	ふくしま海洋科学館
4	行政財産 A129	財務課	かもしか救護舎
5	普通財産 A7	保健福祉総務課	太陽の国さつき荘
6	普通財産 A17	商工総務課	会津若松公共職業安定所
7	普通財産 A18	商工総務課	会津若松公共職業安定所 南会津出張所
8	普通財産 A49	会津教育事務所	会津教育事務所
9	普通財産 A52-1	二本松警察署	職員公舎物置
10	普通財産 A53-1	猪苗代警察署	職員公舎
11	普通財産 A53-2	猪苗代警察署	署長公舎車庫

(4) 県有財産台帳の管理状況（意見）

行政財産 A120 の空港附帯設備の工作物 2 件、12,901,683,300 円については、「6. 個別財産の実態調査の詳細内容（視察先又は意見等のある物件）の(3)行政財産」において記載したとおり、空港設備は特定事業用財産に該当し、個別財産ごとの台帳整備は求められていないことから、その金額の施設ごとの明細が把握されておらず、耐用年数の判定も行われていない。

これらの工作物の内訳は、着陸帯、滑走路、誘導路、エプロン、駐車場、場周道路、保安道路、消防水利施設、航空保安施設、照明施設、無線施設、除雪施設、消防施設、器資材倉庫などと多岐にわたる。しかし、現在の台帳では土地従物 1 件 12,782 百万円及び建物従物 1 件 119 百万円の区分しかなく、それぞれの取得価額の年度ごとの増加額及

び残高はわかるが、多岐にわたる施設ごとの取得価額、取得年度、耐用年数等が区分把握されていない。前述のとおり空港設備は個別財産ごとの台帳整備は求められていないが、129億円の投資を要した施設の管理台帳としては、甚だ不十分なものであったと考える。

なお、県では現在、公会計管理台帳の整備に着手しているところであり、その過程で当該工作物についても原価の内訳を調査中とのことである。今後は自治体でも固定資産の減価償却計算が求められる方向である。更に、これらの財務情報は今後の資産管理のために重要なものであるため、これを機会に、空港附帯設備の取得年月及び取得価額に関して、十分な調査検討が必要と考える。

3. 公有財産の評価方法

(1) 公有財産の評価方法

福島県における公有財産の評価方法は、「福島県公有財産規則」において定められており、この方法に基づいて評価が行われている。以下に、当該規則本文の主要な部分を記載する。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「福島県公有財産規則」

(県有財産台帳及び附属図面)

第46条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権(所有権を除く。)、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目、分類等に従い、県有財産台帳(様式第10号)及び附属図面を備えなければならない。

2 部長等は、公有財産に関する事務の総括に資するため、県有財産台帳及び附属図面の副本を備えなければならない。

3 総務部長は、公有財産に関する事務の総合調整に資するため、県有財産台帳の副本を備えなければならない。

(県有財産台帳に登載すべき価額)

第47条 県有財産台帳に登載すべき価額は、次の各号に掲げる取得の方法の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

一 買入れ 買入価額

二 交換 交換当時における評価額

三 収用 補償金額

四 代物弁済 当該財産により弁済を受けた債権の金額

五 寄附 時価見積価額

六 前各号に掲げる方法以外の取得の方法 次に掲げる公有財産の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 土地 近傍類似地の時価を考慮して算出した額

イ 建物、船舶、浮標、浮棧橋、浮ドック及び航空機並びにこれらの従物及び土地の従物 建築、製造等に要した金額又は時価見積価額

ウ 立木竹 時価見積価額

- エ 地方自治法第 238 条第 1 項第 4 号及び第 5 号に掲げる権利 取得価額
 オ 地方自治法第 238 条第 1 項第 6 号に掲げる有価証券及び同項第 7 号に掲げる出資による権利 額面金額又は出資金額
 カ 地方自治法第 238 条第 1 項第 8 号に掲げる財産の信託の受益権 当該受益権の取得時における信託財産の評価額
- 2 前項の場合において、同項第 1 号から第 5 号までに掲げる取得の方法により取得した公有財産についてそれぞれその定める額によることが適当でないときは、当該公有財産の区分に応じ、それぞれ同項第 6 号に定める額による。

(評価替え)

第 48 条 財産管理者は、その管理に係る公有財産について、3 年ごとに、その年の 3 月 31 日の現況において、総務部長がその都度定めるところにより、県有財産台帳価額の改定をしなければならない。

上記規則によれば、県有財産台帳には、土地、建物、工作物、立木竹、動産、物権、無体財産権、有価証券、出資による権利又は財産の信託の受益権の種目に分類し、取得価額を台帳記載価額とする。ただし、3 年ごとに、総務部長が評価替えの都度定めるところにより、県有財産台帳価額の評価替えを実施する、と要約できる。なお、評価替えについては直近の平成 22 年 3 月 31 日現在での「公有財産評価替え要領」が定められており、公有財産ごとの評価方法は以下のとおりである。

公有財産		評価方法
土地	宅地及び学校用地	地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 381 条第 1 項及び第 2 項の規定により土地課税台帳又は土地補充課税台帳に登録された県有地の近傍類似地の 1 平方メートル当たりの単価 × 面積 × 時価倍率
	農地(牧場含む)	市町村の農業委員会等から聴取した近傍類似地の 10 アール当たりの調査価格 × 面積
	山林及び原野	標準価格 × 面積
建物及び工作物		台帳価額 × 時価倍率 × 残存価額率
動産		台帳価額 × 残存価額率
立木		1 立方メートル当たりの標準価格 × 推定材積(又は増減率)

平成 21 年 3 月 31 日現在の公有財産台帳価額は 6 ページに掲げた<公有財産表の評価額>の表のとおりである。なお、「地方自治法施行規則」により「財産に関する調書」に記載を要しないとされている、道路、橋りょう及び河川等並びに公営企業資産については対象に含まれていない。

(2) 総務省方式改訂モデル（以下、「改訂モデル」という。）による評価方法(概論)

福島県では、財務書類として平成 11 年度決算からバランスシート（貸借対照表）を、平成 14 年度決算から行政コスト計算書を作成・公表してきたが、総務省から発出された「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」（平成 18 年 8 月 31 日）を踏まえて、平成 20 年度決算からは、改訂モデルによる財務書類を段階的に整備することとしている。平成 20 年度は改訂モデルに基づく福島県財務書類（試案）を作成・公表しており、今後、有形固定資産の評価額はこの改訂モデルに基づいて行うこととなるため、現在、福島県では公会計管理台帳の整備に着手している。そこで、以下ではまず、この改訂モデルに基づく有形固定資産の評価方法の概要を説明する。

「総務省方式改訂モデルに基づく財務書類作成要領（以下、「要領」）」によれば、有形固定資産の計上額については以下のとおりに定められている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

I. 貸借対照表の作成要領

[資産の部]

1. 公共資産

(1) 有形固定資産

236. 有形固定資産は原則として公有財産のうち不動産、動産及びそれらの従物を指し、原則として基準モデル固定資産評価要領を参考として算定された再調達価額をもって計上する。ただし、当面的間取得原価を基礎として算定した価額をもって計上することもできる。

237. 取得原価を基礎として算定する方法として、昭和 44 年度から N 年度までの普通建設事業費の累計額によることができる。ただし、他団体等に対する補助金・負担金は控除する。また、昭和 44 年度以降に売却もしくは除却した資産については、財産台帳や過去の会計伝票などから把握し、可能な限り対象資産の取得価額をもとに減価償却累計額を計算して有形固定資産勘定から控除する。

238. 昭和 43 年度以前に取得された資産、寄附された資産、無償譲渡された資産など、決算統計で把握することのできない資産のうち重要なものは、再調達価額をもって有形固定資産勘定に計上する。

239. 用地取得費以外の普通建設事業費は減価償却を行う。

241. 重要な除売却資産がある場合には、公有財産台帳等をもとに整備事業費を調査し、減価償却考慮後の金額を公共資産及び純資産の部の公共資産等整備一般財源等から控除する。

243. 減価償却の方法は残存価額ゼロの定額法とし、耐用年数は次表のとおりとする。・・・
(以下省略。)

245. 固定資産台帳の段階的整備に伴って適用する耐用年数が適当でないと判断した場合には、耐用年数の見直しを行うことが望ましい。

(2) 売却可能資産

247. 売却可能資産は売却可能価額で評価し、有形固定資産から売却可能資産に振替処理を行うものとする。・・・(以下省略。)

248. 売却可能価額は、鑑定評価額その他、路線価や公示地価に基づく評価や基準モデル固定資産評価要領を参考とした評価など、各地方公共団体及び売却可能資産の実状に応じて最も合理的な方法を用いるものとする。

249. 売却可能資産については減価償却を行わないものとする。

250. 「売却可能資産」の範囲は、現に公用もしくは公共用に供されていない（一時的に賃貸している場合を含む）すべての公共資産とする。ただし、簡便的に、普通財産及び用途廃止することが予定されている行政財産のみを対象とすることができ、また対象となる資産から山林を除くことができる。

251. 売却可能資産は毎年度末に評価替えを行うものとする。ただし、路線価や資産税評価額等を評価の基礎としており路線価や資産税評価額の時点修正を毎年度行っていない場合、時点修正を行わない年については、建物の減価償却額相当分のみを評価額から減少することができる。

上記内容を要約すれば、有形固定資産の計上額は原則として再調達価額により算定するが、当面は取得原価を基礎として算定した価額とすることもできる。なお取得原価を基礎とする場合は、昭和43年以前取得分のうち重要なものは再調達価額で計上するとされている。これは、逆に言えば、昭和43年以前に取得した有形固定資産は重要なもののみ計上すれば足りるということである。昭和44年以降取得分については、普通建設事業費の累計額から除売却資産の減価償却累計額を控除した価額で計上するとされている。また、償却資産については通常的一般事業会社と同様に、残存価額ゼロの定額法で減価償却を行う。

売却可能資産については、原則として現に公用又は公共用に供されていないすべての公有財産を対象とし、毎年度末に売却可能価額により評価替えを行う。売却可能価額としては、路線価や固定資産税評価額等を利用することとされている。

(3) 福島県における総務省方式改訂モデルによる評価方法

公有財産台帳は福島県公有財産規則の定めに従い、財産ごとに規定された評価方法により算出した評価額により記載されている。一方で、福島県においては、「地方公共団体における行政改革の更なる指針」を踏まえ、平成20年度決算より改訂モデルによる財務書類（貸借対照表及び行政コスト計算書、純資産変動計算書及び資金収支計算書）を作成し、公表している。平成20年度の貸借対照表のうち、公共資産について抜粋したものが下表である。

【貸借対照表】

(単位:千円)

借方	
[資産の部]	
1 公共資産	
(1)有形固定資産	
①生活インフラ・国土保全	2,624,719,968
②教育	333,524,110
③福祉	33,988,728
④環境衛生	9,590,248
⑤産業振興	688,898,961
⑥警察	57,542,242
⑦総務	48,585,868
有形固定資産計	3,796,850,125
(2)売却可能資産	7,013,187
公共資産合計	3,803,863,312

なお、平成20年度財務書類においては、固定資産台帳の整備は売却可能資産のみ完了しており、土地及び建物等については現在整備作業中であることに留意が必要である。固定資産台帳未整備の資産については、決算統計数値を活用して取得原価等に基づく金額で計上しており、固定資産台帳の整備が完了し次第、台帳金額での計上へ段階的に移行していく予定となっている。

具体的な評価方法は、地方公会計の整備促進に関するワーキンググループが公表した「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引（以下、「手引」）」を基に、福島県では「新地方公会計開始時簿価算定における資産の計上及び評価に関する調査要領（以下、「調査要領」）」を平成22年11月に各関連部署へ通知している。

調査要領を俯瞰する限り、手引に記載されているとおりの評価方法となっており、調査要領に則した固定資産台帳の整備が急がれるところである。しかし、インフラ資産底地(道路等)の評価に関して、調査要領において以下のように記載されている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

「インフラ資産(道路敷等)は土地の大多数を占めるが、これまで既存の公有財産台帳で管理されていなかったこと等の理由で、個々の土地の取得価額が不明な場合が多く、再調達価額を算定するにおいても困難な場合がある。

資産評価実務手引においてインフラ資産は再評価なしとなっているので、棚卸後の資産増減(資産の取得及び除却処理)を想定した場合できる限り簡略化した資産評価手法を取り入れる事が望ましい事から、実務的手法として路線単位に決算統計データの用地取得費を案分し、取得価額とする評価方法が考えられる。」

上記のとおり、インフラ資産底地(道路等)については、手引では再評価を行わない旨の記載がある。一方で手引では、評価方法選択の考え方が以下のように記載されている。なお、便宜のため、重要箇所には下線を付している。

(3)評価方法選択の考え方

① 基本的考え方

資産・債務改革への対応を踏まえると精度の高い評価が望まれますが、時間的制約等があることから、評価精度を維持しつつ、簡便な評価方法を採用することも現実的な対応です。

評価方法の選択に当たっては、a. 資産の量・分布状況等、b. 資産の重要性、c. 現在の台帳整備状況と処理体制のバランスを考慮して行うこととなります。

なお、評価方法は必ずしも地方公共団体の中で一つに限定すべきものではなく、評価精度の向上を図るため、資産の種類により異なる評価方法を選択することは認められます。

(中略)

(ア) 資産の量・分布状況等

まずは、評価すべき土地の量を把握し、全体の作業ボリュームを図ることが必要です。

また、所有地の分布状況によっては、各種平均単価により求められた結果と適切な公正価値とが大きく乖離する場合がありますので、分布状況を把握することが重要です。特に、中心部と周辺部において、固定資産税評価額の水準差が大きい地域や、所有地が偏在している場合には要注意です。例えば、所有地の大部分が郊外に位置する場合、固定資産税概要調書による市町村平均単価を採用してしまうと、過大な評価となるおそれがあります。

(イ) 資産の重要性

地方公共団体にとって重要性の高い資産ほど、地方公共団体運営に与える影響が大きくなりますので、評価精度の向上が望まれます。

重要性の判断基準としては、以下のものが考えられます。

- a. 評価額
- b. 地積
- c. 庁舎等、重要性が高い施設の敷地

(ウ) 現在の台帳整備状況と処理体制

公有地の課税台帳への登録状況は地方公共団体により異なることから、まずは、固定資産課税台帳を含む財産台帳の整備状況について既に整備されているか、また、整備されていない場合、整備に当たってどのような作業が生じ、その作業にどれだけの人員・費用を設定できるのかを検討し、現実的な処理計画を策定する必要があります。

また、昨今の固定資産税評価における地番図整備の進捗により、データ取得が容易になる場合も考えられますので、整備状況の確認及び処理計画の策定に当たっては、各資産を管理している部門だけでなく、資産税部門と協議の上、検討することが重要です。

(4) インフラ資産の評価方法（意見）

上記「(ア) 資産の量・分布状況等」が想定しているとおりに、福島県においても山間部と市街地では、それぞれの土地評価額は大幅にかい離しているものと予想される。そのため、両者にまたがるような土地（例えば道路等）の評価に際しては、より実態にあった評価方法が選択されるべきであるが、調査要領におけるインフラ資産(道路敷等)についての事例では、有形固定資産明細表から道路の計上額の総計を求め、道路台帳の道路敷面積の総計で割って求めた平均単価を、路線ごとの路線面積に乗じることで路線単位での開始時簿価を算出している。

すなわち、県内の道路を一律の同じ単価で評価を行うということであり、調査要領の事例によれば路線 1 m²当たり単価は 1,442 円となる。道路の取得価額は主として用地の買収費であるが、市街地と山間部では大きくコストが異なるはずである。このため、県内の主要な市街地を通る道路と、山間部しか通らない道路を同じ単価で評価を行うことは、市街地を通る道路の評価が実態に比して低くなるはずである。

インフラ資産は再評価を行わないため、開始時簿価がそのまま継続して計上されていくことになる。したがって、開始時の評価に当たっては、より道路ごとの実態にあった評価(案分計算)を行うことが理想である。また、(3)に掲げた貸借対照表によれば、公共資産全体に占める「生活インフラ・国土保全」の割合は約 70%であり、金額的にも重要性が高い資産であるため、より精度の高い案分方法を選択し、実態に適合した金額で評価することが望ましい。

参考のために一例をあげると、他部署等との連携により路線に関する詳細な情報が取得可能であるという前提では、次のような案分方法が考えられる。すなわち、同じ路線においても町丁目単位に区分して道路敷面積を求め、町丁目単位の 1 m²あたりの平均固定資産税評価額を乗じた金額を案分基礎として、有形固定資産明細表に計上されている道路の総評価額の総計を加重平均する方法である。具体的な計算例を示すと 27 ページのとおりとなる。

なお、このような監査人の意見に対して、県側では次の理由により現状では開始時の評価における対応は難しいという見解である。監査人としては、時間の制約とシステム対応の観点から、当面は県が予定する全県統一単価での評価もやむを得ないと考える。しかし、将来にわたる道路の維持更新に当たり有用な財務情報を提供するためには、道路の路線単位で実態に合った取得価額を把握しておくことは大切であると考え。このため、将来においてより精度の高い方法で過去の取得価額の案分を再計算するということも選択肢にあげられると考える。

①路線ごとの積み上げによる取得価額の把握は困難であることから案分によらざるを得ないが、固定資産明細書の「生活インフラ・国土保全」の「道路」のレベルでは手引の評価手法に沿った取得価額となっており、また決算統計累計額との資産評価差額が生じない。

②道路は固定資産税が非課税のため評価額がなく、近傍類似地の評価額等を参考として求めることになるが、適用する地目や同一の評価額でよいのかなどに疑義がある。

- ③現行の道路台帳のデータでは町丁目を判別できないため、町丁目ごとの面積の算出には道路台帳の図面により手作業で算出する必要があり、膨大な業務量が想定される。
- ④町丁目単位の平均単価を算出していない市町村があるため、そのような市町村に対しては算出作業をお願いする必要がある。
- ⑤現在作業中の公有財産管理システムの開発においては、平成23年2月までに道路底地の取得価額案分計算を含む土地に係る時価評価額計算、財源の振替処理、並びに財源及び償却資産に係る減価償却計算など一連の平成21年度分の決算処理を実施し、平成23年3月からは平成22年度分の異動登録を行い、平成23年5月までには平成22年度分の決算処理を終えることとしており、これから道路底地の取得価額案分計算で別な手法に取り組むことはスケジュール上困難である。

(計算例)

①関連部署から各市町村の1㎡当たりの平均固定資産税評価額、A・B路線の道路敷面積の情報を取得する。

【基礎情報】

地区	平均単価	面積(㎡)	
		A 道路	B 道路
a 市	300	300	100
b 町	100	200	200
c 村	200	100	350
合計	-	600	650

②各市町村の1㎡当たりの平均固定資産税評価額と道路敷面積を乗じ、案分基礎を算出する。

【案分基礎(平均単価×面積)】

地区	A 道路	B 道路	合計
a 市	90,000	30,000	120,000
b 町	20,000	20,000	40,000
c 村	20,000	70,000	90,000
合計	130,000	120,000	250,000

③有形固定資産明細表の道路の計上額総計(計算例では150,000と仮定する)を②で算出した案分基礎合計額で除して、案分率を算出する。

- ・有形固定資産明細表の道路の計上額総計：150,000
- ・案分率：150,000÷250,000=0.60

④案分率を案分基礎に乗じて、案分額を算出する。

【開始時簿価】

地区	A 道路	B 道路	合計
a 市	54,000	18,000	72,000
b 町	12,000	12,000	24,000
c 村	12,000	42,000	54,000
合計	78,000	72,000	150,000